

特別徴収税額の納期の特例制度についての注意事項

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者の人数が**常時10人未満**である必要があります。
- (注)「常時10人未満」とは、臨時勤務者（例：多忙時期等において臨時に雇い入れた方等）を除いた常時勤務者の総人員（京都市外の在住者も含む。）が10人未満であることを意味します。
- (2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、京都市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払に係る給与又は退職手当等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。
- | | |
|----------------------|-----------------|
| (ア) 6月から11月までの支払分 | 12月10日まで |
| (イ) 12月から翌年の5月までの支払分 | 6月10日まで |
- (注) 休日又は金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日
納入書については、この特例の承認前にお送りした納入書がある場合は、改めてお送りしませんので、そのうちの11月分と5月分の金額を訂正してお使いください。
- (4) 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が**常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく京都市長に届けなければなりません。**
- (5) 滞納や著しい納付遅延があるような場合については、**納期の特例の承認を受けられない場合があります。**
- (6) 滞納や著しい納付遅延があり、特別な理由が存在する場合には、その理由を記入してください。
- (7) この承認を受けましても、滞納や納付又は納入の遅延等をされますと、この**納期の特例の承認を取消す**場合がありますので、特に御注意願います。